

改定する手数料

手数料の名称（規定条例）	単位	手数料原価 （1単位当たりの 実際のコスト） （円）	現行料金 （円） A	改定料金 （案） （円） B	改定料金 と現行料金 の差額 （円） B-A	改定率 B÷A	改定・据置 の別
市税督促手数料（三木市税条例）	1通	118	80	100	20	125.0%	改定
分担金等督促手数料（分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例）	1通	—	80	100	20	125.0%	改定
介護保険料督促手数料（三木市介護保険条例）	1通	—	80	100	20	125.0%	改定
後期高齢者医療保険料督促手数料（三木市後期高齢者医療に関する条例）	1通	—	80	100	20	125.0%	改定
上記以外の手数料	—	—	—	—	—	—	据置